

農地法第3条許可申請書提出書類一覧表

令和8年8月審査分より

許可申請書		チェック欄		備 考
		申請者	事務局	
1	農地法第3条の規定による許可申請書			
2	農地法第3条の規定による許可申請書（別添）			
	Ⅰ 一般記載事項			
	Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での記載事項			
	Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項			
3	農地所有適格法人としての事業の状況（別紙）			農地所有適格法人のみ

添付書類		チェック欄		備 考
		申請者	事務局	
1	申請地の登記事項証明書（全部事項証明書） ※添付省略できます。 添付が必要な場合、一般財団法人 民事法務協会の照会番号の提出でも可			※添付する場合 法務局または (一財)民事法務協会
2	貸借契約書の写し ※農地所有適格法人以外の法人の場合は解除条件付			様式例第10号の1 様式例第10号の2
3	住民票抄本（譲受人）			お住まいの住民課等
4	法人登記簿謄本（譲受人が法人の場合）			法務局
5	定款又は寄付行為の写し（原本証明、譲受人が法人の場合）			
6	耕作証明書（譲受人、豊前市以外で経営地がある市町村）			豊前市のみの場合は不要
7	委任状（代理人による申請のとき）			
8	合意解約書（申請地に利用権設定されている場合） ※ただし、利用権設定を受けている者が譲受人の場合は不要			農業委員会
9	戸籍の附票、または住民票（登記簿上の住所と現住所が異なるとき）			本籍地、またはお 住まいの住民課等
10	相続関係等が分かるもの（相続未登記の場合） ※相続関係図、戸籍謄本、相続放棄申述書、遺産分割協議書等			

※厳守事項※

- 農地の権利取得の要件について（事前にご確認ください。）
 - 農地の全てを効率的に利用すること（機械や労働力を適切に利用する）
 - 必要な農作業に常時従事すること（原則、年間150日以上）
 - 周辺の農地利用に支障がないこと
- 申請書の提出期限は毎月20日です。（20日が閉庁日の場合は、その前の開庁日まで）
- 申請書の審査がありますので、申請人（譲渡人及び譲受人）または、委任状による受任者は、審査日を確認の上、必ず出席してください。出席できない場合はご相談ください。
- 農業者年金受給者、被保険者は必ず申し出の上、年金との関連性を確認してください。
- 申請内容に変更等が生じた場合は、お早めにご連絡ください。